安全衛生推進者養成講習会
衛生推進者養成講習会



「うちは対象外」は思い込みですよ。

パート・アルバイトを含めて常時10名以上49名の労働者を雇用している事業場では、業種に応じて
「安全衛生推進者」もしくは「衛生推進者」の選任が法律上義務づけられています。

一般企業	児童施設	福祉・医療	その他
銀行・金融、卸売、不動産、IT、士業・サービス等	保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育	介護施設、障害者施設、病院	派遣会社、介護系企業 等

未選任＝即違反

※選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任することが法律で定められています。

安全衛生推進者とは？（製造・建設・運輸などの現場系業種）

機械や作業の安全確認で労働災害を防止、従業員の健康管理までの安全と衛生を担当する、**法律で選任が定められた管理者**

衛生推進者とは？（オフィスワーク・幼稚園/保育園/高齢者施設・サービス業などの業種）

危険作業はないが、ストレスチェック、過重労働対策、職場環境の整備など、健康衛生面を担当する、**法律で選任が定められた管理者**

先送りにするほど、リスクは積み上がります。

「まだ大丈夫」ではなく、今選任すべき理由があります。



行政上のリスク

- 未選任のまま行政の立入調査（臨検監督）等が入った場合、是正指導の対象となり得ます。
- 選任義務は、事業場の規模・業種によって発生する法律上の義務です。
- 選任した場合でも労基署への選任報告は不要です。ただし従業員への周知が必要です。

知っておきたい民事上のリスク

安全配慮義務とは、労働契約法第5条に基づき、労働者の生命・身体の安全に配慮する使用者の義務です。

損害賠償 数千万円規模

重大な事故の場合、損害賠償が命じられた裁判例があります

安全衛生管理体制の不備は、事業者の責任の重さを判断する要素の一つとなり得ます。

【保育所・認定こども園・介護福祉施設の場合】

万一の重大事故発生時、未選任等の法令違反が罰金刑に至ると、施設型給付費「確認」の取消し事由（子ども・子育て支援法第52条）、または介護報酬「指定」の取消し事由（介護保険法第77条）に該当し得ます。

これは、決して他人事ではありません。▶

★衛生管理者学会と経営者協会は、神奈川労働局とは、労働問題全般について意見交換を行っています。

厚生労働省 神奈川労働局

Japanese Society of Hygiene Supervisor 日本衛生管理者学会

一般社団法人 神奈川県経営者協会 KANAGAWA-KEN EMPLOYER'S ASSOCIATION

知っておきたいモデルケース

これは、決して他人事ではありません。

保育・幼児教育・介護施設の視点

ケース1　重大事故と安全管理体制の甘さ

散歩中の見守り不足や送迎時の確認漏れなど、些細な気の緩みから重大事故が発生することがあります。行政の特別監査で衛生推進者が未選任・名ばかりだったことまで発覚すると、**安全管理体制そのものへの信頼が失われ、保護者・利用者離れや職員の応募減少につながる**ことがあります。

ケース2　職員間の人間関係とメンタルヘルス

少人数で密接に連携する保育・介護の現場は、人間関係の摩擦が蓄積しやすい環境です。相談できる窓口がないまま不調を抱え込んだ職員が休職・離職に至ると、残された職員の負担がさらに増し、余裕のなさが新たな**人間関係の悪化を招く悪循環に陥る**ことがあります。

ケース3　ストレスチェックが形骸化する現場

対象人数によってはストレスチェックの実施が義務となりますが、「実施して報告するだけ」で結果を職場改善に活かせていない園・施設も少なくありません。衛生推進者が結果を踏まえてシフトや業務分担を見直すことで、**離職防止や職員の定着につながる**ケースがあります。

一般企業の視点

ケース4　労働災害と職業性疾病

オフィス中心の職場でも、長時間のデスクワークによる腰痛・頸肩腕症候群や、化学物質・粉じんを扱う業務での健康障害など、業種特有の職業性疾病のリスクはあります。衛生推進者が不在で作業環境の点検や健康診断のフォローが後回しになると、**労災認定や休業者の発生につながる**ことがあります。

ケース5　職場の人間関係とメンタルヘルス

人員に余裕がない中小企業では、業務負荷や人間関係の負担が可視化されにくい傾向があります。専門知識を持つ担当者がいないまま不調を抱えた社員への対応が後手に回ると、休職・離職が相次ぎ、残った社員への負担集中と**安全配慮義務違反のリスクが同時に高まります。**

ケース6　ストレスチェック結果が機能しない職場

従業員数によってはストレスチェックの実施が義務となりますが、「実施して終わり」で結果を組織改善に活かせていない企業も少なくありません。衛生推進者が結果を踏まえて働き方や業務分担を見直すことで、**労働者の健康確保や離職防止、生産性向上につながるケースがあります。**

※特定の実在事件ではなく、実務上よくみられる複合的なリスクパターンをもとに構成したモデルケースです。

講習は、わずか1日～2日。先送りにする理由はありません。▶

選任後の活動もフォローします！



申込・受講・選任・周知、そして日々の実務。ここまで行って、初めてリスクは下がります。

実務経験ゼロでも、1日（衛生推進者）2日（安全衛生推進者）の講習で選任資格を取得。
経営層等への共有もおすすめします。

お申込みはこちらから

対象	**安全衛生推進者養成研修**
日程	2027年1月29日(金)～30日(土)
参加費	20,000円(税込)/テキスト代含

https://forms.gle/chD2tQX4CC4uFMv78

対象	**衛生推進者養成研修**(保育園・幼稚園)
日程	①2026年12月12日(土) ②2027年 1月29日(金) ③2027年 3月13日(土)
参加費	11,500円(税込)/テキスト代含

① https://forms.gle/tGPDFYTb6QMSsfUY7

② https://forms.gle/Bcc7m9YvR5y9tFiA6

③ https://forms.gle/c2piWDGK7NbdStXPA

会場	産業貿易センタービル　地下1階B102号室 住所：神奈川県横浜市中区山下町2
定員	100名
主催 **共催**	一般社団法人 日本衛生管理者学会 一般社団法人 神奈川県経営者協会
申込締切	定員に達し次第締め切らせていただきます
お問合せ	日本衛生管理者学会　事務局　　住所　神奈川県相模原市南区南台5-11-15-405 Mail　：eiseikanrisyakai@gmail.com

神奈川労働局とは、労働問題全般について3者で意見交換を行っています。